豊中市行政手続条例(平成9年豊中市条例第6号)第34条の規定により、豊中市汚染土 壌処理業の許可の申請に関する指導指針を次のとおり定める。

豊中市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針

(目 的)

第1条 この指針は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)の規定 に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に先立って、当該申請に係る汚染土壌処理施設の 設置等に関して必要な指導を行うことにより、汚染土壌の適正な処理及び汚染土壌処理 施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この指針の用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1)関係住民 関係地域内に居住するもの又は勤務地を有するものをいう。
- (2)関係地域 別表第1で定める地域をいう。
- (3)環境配慮計画 汚染土壌処理施設を設置又は変更することによる周辺地域の生活環境への影響について、その影響が最小となるようにする措置に関する計画をいう。

(住民説明会等)

- 第3条 市の区域内において法第22条第1項又は第23条第1項の規定に基づく許可を 受けようとする者(以下「申請予定者」という。」)は、法第22条第1項又は第23条 第1項の許可の申請に先立って、汚染土壌処理施設に係る次に掲げる計画に係る図書の 写しを1月間、関係地域内の適当な場所において、関係住民の縦覧に供するとともに、 縦覧期間内に、当該計画を周知させるための説明会を開催するものとする。
- (1)設置等に関する計画
- (2)公害の防止及び維持管理に関する計画
- (3)環境配慮計画(当該施設の設置に関して他法令等の環境影響評価の手続きを終了した場合には省略することができる。ただし、法第23条第1項に規定する事項を変更し、環境への負荷が増大するものについては省略せず、増大する部分についての環境配慮に関する事項を提出するものとする。)
- 2 申請予定者は、印刷物の回覧又は配布、汚染土壌処理施設の設置の場所又は関係地域内の公共の場所における掲示その他の適切な方法により、前項の縦覧の場所、期間及び時間並びに前項の説明会の開催の日時及び場所を関係住民に周知するとともに、縦覧及び住民説明会計画書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 3 申請予定者は、その責めに帰することができない事由により第1項の説明会を開催することができない場合には、速やかにその旨を市長に通知するとともに、同項各号に掲げる計画を要約した書面の回覧又は配布その他の適切な方法により、その内容を関係住

民に周知するよう努めなければならない。

(環境配慮計画の作成)

- 第4条 環境配慮計画は、別表第2に掲げる項目その他の項目のうち、汚染土壌処理施設 の種類、規模及び処理能力を勘案して申請予定者が必要と判断する項目について作成するものとする。
- 2 申請予定者は、環境配慮計画の作成に当たっては、必要に応じ、汚染土壌処理施設の 所在地又はその周辺の地域の生活環境の状況及び当該汚染土壌処理施設の設置等がその 所在地又はその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査するものとする。

(意見の聴取)

第5条 申請予定者は、第3条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間、関係住民の汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の保全に関する意見を聴取するものとする。

(事前協議)

- 第6条 申請予定者は、前条の期間満了後、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に先立って、次に掲げる事項について市長に協議するものとする。
- (1)第3条第1項各号に掲げる計画に関する事項
- (2)第3条第1項の縦覧及び説明会に関する事項
- (3)前条の規定により聴取した意見に関する事項
- (4)その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による協議は、汚染土壌処理業の許可(変更)の申請に関する事前協議書 (様式第2号)を市長に提出することにより行う。
- 3 市長は、第1項の規定による協議に当たっては、必要に応じ、学識経験者等の意見を 聴取する。
- 4 市長は、第1項の規定による協議の結果を記録した調書を作成し、申請予定者に送付する。

(事前協議の結果の尊重)

第7条 申請予定者は、協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、必要な 措置を講じた上で、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請を行うものとする。

附 則

この指導指針は、平成21年12月22日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- (1) 汚染土壌処理施設の所在地及びその隣接地
- (2) 汚染土壌処理施設の所在地が属する自治会の区域(当該自治会がない場合であっては、当該所在地が属する町の区域(住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあっては、当該所在地が属する街区及びその隣接する街区))
- (3) 汚染土壌処理施設の所在地に隣接して、前号の自治会とは異なる自治会の区域が存在する場合にあっては、その異なる自治会の区域
- (4) 前3号に定めるもののほか、汚染土壌を運搬する車両が通行する地域等汚染土壌処理施設の設置等により生活環境に影響が及ぶことが予想される地域

別表第2(第4条関係)

区分	項目							
	大気質			水質	地下水	騒音	振動	悪臭
	特定有害物	粉	二酸化	特定有害物質、生物	水位、	騒 音	振 動	特定悪臭物
	質、二酸化	じ	窒素、	化学的酸素要求量	水質	レベ	レベ	質濃度、臭
	窒素、ばい	h	粉じん	(BOD)、化学的酸素		ル	ル	気指数(臭
	じん、塩化			要求量(COD)、浮遊				気強度)、
	水素、ダイ			物質量(SS)、窒素、				臭気濃度
	オキシン類			りん、ダイオキシン				
				類				
浄化処理								
施 設								
セメント								
等 製 造								
施 設								
埋立処理								
施 設								
分 別 等								
処理施設								
汚 染								
土壌等								
運搬車両								

備考

- 1 「浄化処理施設」、「セメント等製造施設」、「埋立処理施設」及び「分別等処理施設」には、保管施設等汚染土壌処理施設と併せて事業場内に設置される施設を含む。
- 2 「特定有害物質」は、特定有害物質のうち、汚染土壌処理施設の設置等により排出が予想される物質に限る
- 3 「水質」には、汚染土壌と雨水等とが接触する場合における雨水等の水質を含む。